



長野県報

12月26日(木)
令和元年
(2019年)
第68号

目次

規則

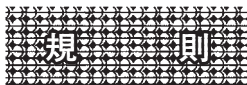
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(交通規制課).....	1
長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(警務課).....	1
長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則(会計課).....	3

告示

指定管理者の指定(文化政策課).....	5
指定管理者の指定(都市・まちづくり課).....	5
指定管理者の指定(スポーツ課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5
指定管理者の指定(山岳高原観光課).....	6
長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく手続き(交通規制課).....	6
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	6

公告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	6
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	7
林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課).....	7
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課).....	7
平成30年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課).....	15



長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月26日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第36号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

別表の2の(24)中「を除く」を「、同条例第10条第1項第2号に規定する手数料(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項ただし書の通知を行ったときの手数料に限る。)及び同条例第10条第2項に規定する手数料を除く」に

改める。

附則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

交通規制課

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布します。

令和元年12月26日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第7号

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年

国家公安委員会規則第6号)及び長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について、他の法令又は条例等に特別の定めのある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 長野県公安委員会(以下「公安委員会」という。)、長野県警察本部長又は警察署長をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の告示)

第3条 公安委員会は、公安委員会等が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「法」という。)、条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び事項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 法第6条第1項又は条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、公安委員会等の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
- (2) 公安委員会等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、公安委員会等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)
- (3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める電子証明書

3 法第6条第4項又は条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により申請等を行う者が行う電子署名その他の措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 公安委員会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、公安委員会等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができるものとする。

6 書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が、第1項の申請等を行うときは、公安委員会等の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7 数通の同一の書面等の提出を要する申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 公安委員会等は、法第7条第1項又は条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 公安委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 法第7条第4項又は条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定により公安委員会等が行う電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 公安委員会等は、法第8条第1項又は条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 公安委員会等は、法第9条第1項又は条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 法第9条第3項又は条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、公安委員会等が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警 務 課

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年12月26日

長野県公安委員会委員長 山 浦 悦 子

長野県公安委員会規則第8号

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則

の一部を改正する規則

第1条 長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 条例第2条第1項第1号の許可手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第3条第1項の規定による風俗営業の許可を受けようとするもの
- (2) 条例第2条第1項第2号の許可証再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で風営法第5条第4項の規定による許可証の再交付を受けようとするもの
- (3) 条例第2条第1項第6号の構造設備変更承認手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で風営法第9条第1項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとするもの
- (4) 条例第2条第1項第7号の許可証書換え手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で風営法第9条第4項の規定による許可証の書換えを受けようとするもの
- (5) 条例第2条第1項第9号の認定証再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で風営法第10条の2第5項の規定による認定証の再交付を受けようとするもの
- (6) 条例第2条第1項第14号の遊技機変更承認手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で風営法第20条第10項において準用する風営法第9条第1項の規定による遊技機の増設、交替その他の変更の承認を受けようとするもの
- (7) 条例第2条第1項第16号の書面交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で風営法第27条第4項（風営法第31条の12第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第31条の2第4項（風営法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとするもの
- (8) 条例第2条第1項第17号の書面再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で風営法第27条第4項又は第31条の2第4項の規定による届出書の提出があった旨を記

載した書面の再交付を受けようとするもの

- (9) 条例第3条第2号の再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で古物営業法（昭和24年法律第108号）第5条第4項の規定による許可証の再交付を受けようとするもの
- (10) 条例第3条第3号の書換え手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で古物営業法第7条第4項の規定による許可証の書換えを受けようとするもの
- (11) 条例第5条第2号の移転許可手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で質屋営業法（昭和25年法律第158号）第4条第1項の規定による営業所の移転の許可を受けようとするもの
- (12) 条例第5条第4号の書換え手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で質屋営業法第8条第2項の規定による同法第4条第2項の届出に係る許可証の書換えを受けようとするもの
- (13) 条例第5条第5号の再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で質屋営業法第8条第4項の規定による許可証の再交付を受けようとするもの
- (14) 条例第7条第3号の再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で金属くず商及び金属くず行商に関する条例（昭和32年長野県条例第37号）第6条第3項の規定による許可証の再交付を受けようとするもの
- (15) 条例第8条第7号の書換え手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第7条第2項の規定による許可証の書換えを受けようとするもの
- (16) 条例第8条第8号の再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で銃刀法第7条第2項の規定による許可証の再交付を受けようとするもの
- (17) 条例第8条第13号の年少射撃資格認定証書換え手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で銃刀法第9条の13第3項において準用する銃刀法第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の書換えを受けようとするもの
- (18) 条例第8条第14号の年少射撃資格認定証再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で銃刀法第9条の13第3項において準用する銃刀法第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の再交付を受けようとするもの
- (19) 条例第9条第1項第8号の駐車監視員資格者証再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の再交付を受けようとするもの
- (20) 条例第9条第1項第14号の免許証再交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法第94条第2項の規定による運転免許証の再交付（運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は同法第93条の2の規定による記録を毀損したときの再交付に限る。）を受けようとするもの
- (21) 条例第9条第1項第24号の運転経歴証明書交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法第104条の4第6項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとするもの

- (22) 条例第9条第1項第25号の運転経歴証明書再交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法第104条の4第6項及び第7項（これらの規定を同法105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の再交付（運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときの再交付に限る。）を受けようとするもの
- (23) 条例第9条第1項第26号の国外運転免許証交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとするもの
- (24) 条例第10条第1号の証明手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定による自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付を受けようとするもの
- (25) 条例第10条第2号の交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（同法第7条第2項（同法附則第8項において準用する場合を含む。）及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の交付を受けようとするもの
- (26) 条例第10条第3号の再交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。））、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の再交付を受けようとするもの
- (27) 条例第11条第2号の認定証再交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第5項の規定による認定証の再交付を受けようとするもの
- (28) 条例第11条第4号の認定証書換え手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で警備業法第11条第3項の規定による認定証の書換えを受けようとするもの
- (29) 条例第11条第7号の警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で警備業法第22条第5項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとするもの
- (30) 条例第11条第8号の警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で警備業法第22条第6項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付を受けようとするもの
- (31) 条例第11条第12号の合格証明書書換え手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項の規定による合格証明書の書換えを受けようとするもの
- (32) 条例第11条第13号の合格証明書再交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第6項の規定による合格証明書の再交付を受けようとするもの
- (33) 条例第11条第16号の機械警備業務管理者資格者証書換え手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定に

よる機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとするもの

- (34) 条例第11条第17号の機械警備業務管理者資格者証再交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第6項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付を受けようとするもの

- (35) 条例第12条第2号の再交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第5条第5項の規定による認定証の再交付を受けようとするもの

- (36) 条例第12条第3号の書換え手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定による認定証の書換えを受けようとするもの

- (37) 条例第13条第1号の書面交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとするもの

- (38) 条例第13条第2号の書面再交付手数料
天災その他の非常災害により被害を受けた者で探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定による届出があったことを証する書面の再交付を受けようとするもの

第3条の次に次の1条を加える。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、手数料の不徴収及び減免に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

第2条 長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第24号中「第10条第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同項第25号中「第10条第2号」を「第10条第1項第2号」に改め、同項第26号中「第10条第3号」を「第10条第1項第3号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年1月1日から施行する。

会計課